

# 国立大学法人滋賀医科大学教職員の 労働時間、休日及び休暇等に関する規程

平成16年4月1日制 定

平成26年4月1日最終改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則第34条の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「大学」という。）に常時勤務する教職員（以下「教職員」という。）の労働時間、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

### (法令との関係)

第2条 教職員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 労働時間、休憩及び休日

### (所定労働時間)

第3条 教職員の所定労働時間は1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ）につき38時間45分、1日につき7時間45分とし、休憩時間は60分間とする。

- 2 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、別表第1のとおりとする。
- 3 小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、当該子を養育するために請求した場合及び教職員が負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある者（国立大学法人滋賀医科大学教職員の介護休業等に関する規程第3条に掲げる対象家族）を介護するために請求した場合には、業務上に支障がある場合を除き、当該教職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業の時刻は午前7時以降、終業の時刻は午後10時以前とする。）をさせるものとする。
- 4 業務上の必要がある場合、または国立大学法人滋賀医科大学教職員兼業規程第3条第3号から第7号までに該当し、学長の許可を受けた場合（以下「社会貢献等に従事する場合」という。）には、第2項の規定にかかわらず、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲内で、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更することがある。

### (通常の勤務場所以外での勤務)

第4条 教職員が労働時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間、勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するため所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合には、当該業務の遂行に通常必要とされ

る時間勤務したものとみなす。

#### (超過勤務及び休日勤務)

第5条 業務上の必要がある場合には、教職員に第3条の所定労働時間（第13条又は第14条に規定する変形労働時間制の採用により、これと異なる所定労働時間の定めをした場合にはその時間。以下、第6条及び第10条において同じ。）以外の時間に超過勤務を命じ、又は第8条の所定休日（変形労働時間制の採用により、これと異なる所定休日の定めをした場合にはその休日。以下、第6条、第9条及び第10条において同じ。）に休日勤務を命じることがある。

2 前項の規定にかかわらず、3歳に満たない子を養育する教職員が当該子を養育するために請求したときは、所定労働時間を超えて時間外労働を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

3 教職員に第1項の超過勤務又は休日勤務を命じたことによって、1日の労働時間が7時間45分を超える場合（変形労働時間制の採用により、1日の所定労働時間が7時間45分を超える場合を含む。）には、合計1時間の休憩時間をその労働時間の途中に与える。

4 教職員に第1項の超過勤務又は休日勤務を命じたときは、所定の割増賃金を支払う。

5 教職員に第1項の超過勤務又は休日勤務を命じる場合において、当該勤務が所定労働時間を超える勤務（以下「時間外労働」という。）又は労基法第35条に規定する法定休日の勤務（以下「休日労働」という。）に該当するときは、同法第36条に基づく労使協定の定めるところによる。

6 前項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。（以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1項第4号に定める対象家族（第7条第3項、第12条及び第24条第1項において「家族」という。）の介護を行う教職員が、当該子の養育又は当該家族の介護のために請求したときは、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働を命じないものとする。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

#### (非常災害時の勤務)

第6条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に第3条の所定労働時間以外の時間に超過勤務を命じ、又は第8条の所定休日に休日勤務を命ずることがある。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

3 教職員に第1項の超過勤務又は休日勤務を命じる場合において、当該勤務が時間外労働又は休日労働に該当するときは、労基法第33条第1項に規定する必要な手続きをとるものとする。

#### (深夜勤務)

第7条 業務上の必要がある場合には、教職員に午後10時から午前5時までの勤務（以下「深夜勤務」という。）を命ずることがある。

- 2 教職員に深夜勤務を命じたときは、所定の割増賃金を支払う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う教職員であって、次に該当しない者が、当該子の養育又は当該家族の介護を行うために請求したときは、深夜勤務を命じることはない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。当該請求に係る深夜において、当該子を保育し又は当該家族を介護することのできる満16歳以上の同居の家族がいる者

(休日)

第8条 休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
  - 二 土曜日
  - 三 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（前各号に定める休日を除く。）
  - 四 12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める休日を除く。）
  - 五 その他、大学が特に指定する日
- 2 前項第1号に規定する日を法定休日とする。

(休日の振替)

第9条 前条の休日に勤務させる必要がある場合には、原則として週内の労働日に休日の振替を行うことがある。

### 第3章 宿日直

(宿日直)

第10条 業務上の必要がある場合には、第3条の所定労働時間以外の時間（午後10時から午前5時までの時間を含む。）又は第8条の所定休日に宿直又は日直の勤務を命ずることがある。

- 2 前項の勤務の職務内容、時間その他必要な事項については、別に定める。

### 第4章 労働時間の特例

(短時間勤務)

第11条 教職員が、次の各号に定めるところにより、子の養育又は家族の介護のために請求したときは、当該各号に定める時間、第3条の所定労働時間を短縮するものとする。

- 一 3歳に満たない子を養育する期間 1日につき2時間以内の時間
- 二 家族を介護するために要する期間 1日につき4時間以内の時間

(1ヶ月以内の変形労働時間制)

第12条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員、または社会貢献等に従事す

る場合については、1ヶ月以内の一定期間を平均して1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲においてあらかじめ勤務時間を割り振ることにより、第3条及び第8条の規定にかかわらず、これと異なる所定労働時間及び所定休日等を定めることがある。

- 2 前項の勤務時間の割り振りについては、別表第2のとおりとする。
- 3 業務上の必要がある場合には、第2項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯の変更、または新たな勤務時間割り振りをすることがある。

#### (1年以内の変形労働時間制)

第13条 業務に季節的な繁閑がある事業場に勤務する教職員については、1ヶ月を超え1年以内の一定期間（以下「対象期間」という。）を平均し1週間の労働時間が38時間45分を超えない範囲においてあらかじめ勤務時間を割り振ることにより、第3条及び第8条の規定にかかわらず、これと異なる所定労働時間及び所定休日等を定めることがある。

- 2 前項の勤務時間の割り振りについては、労基法第32条の4に基づく労使協定の定めるところによる。
- 3 第1項の事業場において勤務した期間が対象期間よりも短くなる教職員については、その勤務期間を平均し1週間の労働時間が38時間45分を超えた時間に対して、所定の割増賃金を支払う。

#### (フレックスタイム制)

第14条 業務その他の都合上必要と認められる場合には、教職員に始業及び終業時刻の決定を委ねる勤務に就かせることがある。この場合の始業及び終業時刻の範囲は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 始業時刻 午前7時から
- 二 終業時刻 午後10時まで

- 2 前項の教職員の範囲その他必要な事項については、労基法第32条の3に基づく労使協定の定めるところによる。

#### (裁量労働制)

第15条 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する教員の裁量に委ねる必要のある者については、労基法第38条の3に基づく労使協定により、当該協定に定める時間労働したものとみなす。

## 第5章 休 暇

#### (休暇の種類)

第16条 教職員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

- 2 前項の休暇は有給とする。

#### (年次休暇)

第17条 年次休暇は、暦年（1月1日からその年の12月31日まで）を単位として、これを与える。

2 前項の休暇の日数は、以下のとおりとする。

- 一 第3号に掲げる教職員以外の教職員 20日
- 二 次号に掲げる教職員であつて、大学が特に認めた者 大学が認めた日数
- 三 当該年の途中において新たに教職員となった者 その年の在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数

**(休暇の時季の指定及び変更)**

第18条 教職員が年次休暇を取得しようとするときは、休暇の時季（始期及び終期）を指定して、当該休暇を取得しようとする日の2日前の終業時刻までに、所属長にこれを請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項により教職員が指定する時季に年次休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、休暇の時季を変更することがある。
- 3 年次休暇の一部について、労基法第39条第5項の規定に基づく労使協定の定めるところにより休暇の時季に関する定めをした場合には、これにより休暇を与える。

**(年次休暇の単位等)**

第19条 年次休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、労使協定を締結した場合は、当該教職員が請求しうる年次休暇日数の範囲内で、1年につき5日以内を1時間単位で取得することができる。

2 時間単位による年次休暇を取得する場合の1日の年次休暇に相当する時間数は8時間とする。

**(年次休暇の繰り越し)**

第20条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

**(病気休暇)**

第21条 病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、又は生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合における休暇とする。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、連続する病気休暇は、休日を含めて暦日数で計算し、90日（結核性疾患にあっては、1年）を超えることができない。
- 3 病気休暇を取得する場合には、療養予定期間を記載した医師の診断書を提出しなければならない（生理日における勤務が著しく困難であるとして女性教職員から請求があった場合を除く。）。その療養予定期間を超えて、更に療養する必要がある場合も同様とする。ただし、1週間を超えない病

気休暇の取得の場合には、診断書に代えて、事実を確認できる書類を提出することができる。

- 4 連続して1月を超える病気休暇を承認された教職員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤するときは、勤務することが可能である旨が記載された医師の診断書を提出しなければならない。
- 5 病気休暇を取得した教職員が職務に復帰した後、6月以内に同一疾患若しくは類似の疾患により再度の病気休暇を取得したとき、又は、当該休暇が症状および病因から同一の療養行為と認められる場合には、大学が特に認めた場合を除き、当該疾患による休暇期間は通算するものとする。

#### (特別休暇)

第22条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、教職員から申し出があった場合における休暇で、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 二 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 三 教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 四 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき  
一の年において5日の範囲内の期間
  - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動
  - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
  - ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- 五 教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- 六 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性教職員が申し

出た場合　　出産の日までの申し出た期間

- 七 女性教職員が出産した場合　　出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が、支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- 八 生後 1 年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　　1 日 2 回それぞれ 30 分の期間（ただし、当該教職員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該教職員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）
- 九 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき　　教職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間の 2 日以内の範囲内の期間
- 十 教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であって、その出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合であっては、14 週間）前から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　　当該期間内における 5 日の範囲内の期間
- 十一 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する教職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合　　一の年において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- 十二 教職員の親族（別表第 4 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　　別表第 4 に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 十三 要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり當時介護を必要とする状態をいう。）にある家族（配偶者（内縁関係を含む。以下この項において同じ。）、父母（養父母を含む。）、子、配偶者の父母及び教職員と同居している祖父母、兄弟姉妹又は孫をいう。）の介護その他の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　　一の年において 5 日（要介護状態にある家族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- 十四 教職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき　　1 日の範囲内の期間
- 十五 教職員が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進、家庭生活の充実のため

勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において原則として連続する 3 日の範囲内の期間

十六 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する 7 日の範囲内の期間

十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

十八 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

#### (特別休暇・病気休暇の単位)

第23条 特別休暇及び病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、前項第8号に規定するものを除く。

## 第6章 育児休業、介護休業及び自己啓発等休業

#### (育児休業)

第24条 教職員のうち、満3歳に達するまでの子の養育を必要とする者は、所属長に申し出ることにより、育児休業を取得することができる。

2 前項の規定は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。) 第6条第1項ただし書に基づく労使協定により育児休業を取得することができないものとされた教職員には、適用しない。

3 第1項の規定による育児休業の期間については、その間の給与を支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業に関する事項は、別に定める「国立大学法人滋賀医科大学教職員の育児休業等に関する規程」による。

#### (介護休業)

第25条 教職員のうち、家族の介護を行う者は、所属長に申し出ることにより、介護休業を取得することができる。

2 前項の規定は、育児・介護休業法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に基づく労使協定により介護休業を取得することができないものとされた教職員には、適用しない。

3 第1項の規定による介護休業の期間については、その間の給与を支給しない。

4 前3項に定めるもののほか、介護休業に関する事項は、別に定める「国立大学法人滋賀医科大学教職員の介護休業等に関する規程」による。

#### (自己啓発等休業)

第26条 教職員として在職期間が2年以上ある教職員は、所属長に申し出ることにより、自己啓

発等休業を取得することができる。

- 2 前項の規定による自己啓発等休業の期間については、その間の給与を支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関する事項は、別に定める「国立大学法人滋賀医科大学教職員自己啓発等休業規程」による。

### **附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成20年2月1日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

### **附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### **附 則**

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 施行日の前日において、1週間を超える期間の病気休暇を承認されている教職員について、第21条第2項ただし書きにかかわらず、施行後もなお従前の例によるものとする。

### **附 則**

この規程は、平成22年6月24日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成25年5月20日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**別表第1（第3条第2項関係）**

1. 通常の勤務者

区分	始業時間	終業時間	休憩
月～金	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

図例

8:30 12:00 13:00 17:15

労働時間 3:30	休憩	労働時間 4:15
--------------	----	--------------

2. 医学部附属病院窓口業務

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤A	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
日勤B	8時30分	17時15分	12時15分～13時15分
日勤C	8時30分	17時15分	12時45分～13時45分
日勤D	8時30分	17時15分	13時00分～14時00分

3. 医学部附属病院医療情報関係業務

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤A	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
日勤B	8時00分	16時45分	12時00分～13時00分
日勤C	12時00分	20時45分	60分
日勤D	10時30分	19時15分	60分

4. 検査部

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤A	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
日勤B	7時15分	16時00分	12時00分～13時00分
日勤C	7時30分	16時15分	12時00分～13時00分
日勤D	9時00分	17時45分	12時00分～13時00分
日勤E	9時30分	18時15分	12時00分～13時00分

5. 臨床工学部

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤A	8時00分	16時45分	60分
日勤B	7時00分	15時45分	60分
日勤C	9時45分	18時30分	60分
日勤D	11時45分	20時30分	60分

6. 材料部

区分	始業時間	終業時間	休憩
早出	7時30分	16時15分	60分
日勤	8時30分	17時15分	60分

7. 臨床研究開発センター

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤A	8時30分	17時15分	60分
日勤B	9時30分	18時15分	60分
日勤C	10時15分	19時00分	60分

**別表第2（第12条関係）**

- ① 休日は第8条に規定する日又は原則として学長が指定する8日間とする。
- ② 該当する教職員には、1週間前までに通知する。

1. 検査部（輸血部）・放射線部

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
夜勤	8時30分	8時30分（翌日）	12時00分～13時00分 21時00分～22時00分 1時00分～7時30分

- ① 平成16年4月4日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。
- ② 休日のうち、第8条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する休日を除く、最初の4日間を法定休日とする。

**図例（夜勤）**

8:30	12:00	13:00	17:15		
労働時間 3:30	休憩	労働時間 4:15			
17:15	21:00	22:00	1:00	7:30	8:30
労働時間 3:45	休憩	労働時間 3:00	休憩	労働時間 1:00	夜勤 明け

2. 薬剤部

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
夜勤	8時30分	8時30分（翌日）	12時00分～13時00分 21時00分～22時00分 23時30分～6時00分

- ① 平成16年4月4日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。
- ② 休日のうち、第8条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する休日を除く、最初の4日間を法定休日とする。

**図例（夜勤）**

8:30	12:00	13:00	17:15			
労働時間 3:30	休憩	労働時間 4:15				
17:15	21:00	22:00	23:30	6:00	8:30	
労働時間 3:45	休憩	労働時間 1:30	休憩	労働時間 2:30	夜勤 明け	

**3. 集中治療部・救急部**

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
夜勤	16時30分	10時00分（翌日）	20時30分～21時00分 1時00分～2時00分 6時00分～6時30分
日夜勤	8時30分	10時45分（翌日）	12時00分～13時00分 19時00分～19時30分 1時00分～2時00分 6時00分～6時30分

- ① 平成16年4月4日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。
- ② 休日のうち、第8条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する休日を除く、最初の4日間を法定休日とする。

**図例（夜勤）**

16:30	20:30	21:00	1:00	2:00	6:00	6:30	10:00	
労働時間 4:00	休憩	労働時間 4:00	休憩	労働時間 4:00	休憩	労働時間 3:30	夜勤 明け	

**図例（日夜勤）**

8:30	12:00	13:00	19:00	19:30	1:00	2:00	6:00	6:30	10:45	
労働時間 3:30	休憩	労働時間 6:00	休憩	労働時間 5:30	休憩	労働時間 4:00	休憩	労働時間 4:15	夜勤 明け	

### 3. 栄養治療部

区分	始業時間	終業時間	休憩
早出A	6時00分	14時45分	60分
早出B	8時00分	16時45分	60分
日勤	8時30分	17時15分	60分
遅出A	9時45分	18時30分	60分
遅出B	10時15分	19時00分	60分

- ① 平成16年3月21日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。
- ② 休日のうち、第8条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する休日を除く、最初の4日間を法定休日とする。

### 4. 看護部

区分	始業時間	終業時間	休憩
早出A	7時00分	15時45分	60分
早出B	7時30分	16時15分	60分
日勤A	8時00分	16時45分	60分
日勤B	8時30分	17時15分	60分
遅出A	10時15分	19時00分	60分
遅出B	12時15分	21時00分	60分
遅出C	12時45分	21時30分	60分
二交代A 師長夜勤	16時00分	9時00分(翌日)	21時00分～22時00分 5時00分～ 5時30分
二交代B	16時30分	9時30分(翌日)	21時00分～22時00分 5時00分～ 5時30分

- ① 平成16年3月21日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。
- ② 休日のうち、第8条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する休日を除く、最初の4日間を法定休日とする。
- ③ 看護部管理室勤務者及び日勤を主として勤務する看護師を含む。

**図例（二交代A・師長夜勤）**

16:00	21:00 22:00	5:00	5:30	9:00
労働時間 5 : 0 0	休憩	労働時間 7 : 0 0	休憩	労働時間 3 : 3 0 夜勤 明け

**図例（二交代B）**

16:30	21:00 22:00	5:00	5:30	9:30
労働時間 4 : 3 0	休憩	労働時間 7 : 0 0	休憩	労働時間 4 : 0 0 夜勤 明け

**5. 動物生命科学研究中心**

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
土曜日	8時30分	12時25分	

- ① 休日は、日曜日及び土曜日又は学長が指定する2日若しくは3日とする。
- ② 休日のうち、日曜日を法定休日とする。
- ③ 平成16年3月19日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。

**6. 社会貢献等に従事する教職員**

- ① 社会貢献等に従事するため勤務時間割り振りを行う必要がある教職員に適用する。
- ② 休日は第8条に規定する日とし、4週間を平均し1週間あたりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において勤務時間を割り振る。
- ③ 労働間は原則として、8時30分から22時00分までの間で定める。
- ④ 原則として最長の労働時間は12時間、最短の労働時間は2時間とする。
- ⑤ 労働時間が6時間以上の場合は、休憩時間を60分与える。

別表第3（第17条第2項第3号関係）

在職期間	採用の月	年次休暇の日数
11月を超えて1年未満の期間	1月	20日
10月を超えて11月に達するまでの期間	2月	18日
9月を超えて10月に達するまでの期間	3月	17日
8月を超えて9月に達するまでの期間	4月	15日
7月を超えて8月に達するまでの期間	5月	13日
6月を超えて7月に達するまでの期間	6月	12日
5月を超えて6月に達するまでの期間	7月	10日
4月を超えて5月に達するまでの期間	8月	8日
3月を超えて4月に達するまでの期間	9月	7日
2月を超えて3月に達するまでの期間	10月	5日
1月を超えて2月に達するまでの期間	11月	3日
1月に達するまでの期間	12月	2日

別表第4（第22条第11項関係）

親族が死亡した場合	親族に応じ次に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
①配偶者	7日
②父母	7日
③子	5日
④祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
⑤孫	1日
⑥兄弟姉妹	3日
⑦おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
⑧父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
⑨子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
⑩祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
⑪兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
⑫おじ又はおばの配偶者	1日